

持続化給付金

NPO法人など、非営利法人向け申請要領のポイントまとめ（10/24更新）

「持続化給付金」について、NPO法人など公益的活動を行う非営利法人向けの申請要領のポイントをまとめました。なお、このまとめは9/29公開の「中小法人等向け」要領に基づいて、京都市市民活動総合センターでまとめたものです。なお、申請要領にも必ず目を通してください。

申請要領および申請手続きはこちらから <https://jizokuka-kyufu.go.jp>

【概要】

- ・NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人など会社以外の公益法人等も対象になります。商工業以外の幅広い業種が対象になります。
- ・9/29公開の要領から、寄附金などを主な収入源とするNPO法人も対象となりました（本資料4pおよび、給付金申請要領38p、「寄附金などを主な収入源とするNPO法人むけ 事前確認の申込要領」を確認してください）。

<https://npojizenkakunin.go.jp/shiryo/0928npo-jizokuka-youryou.pdf>

- ・法人の確定申告書類を求められますが、以下①②の場合もそれぞれ代替書類の提出で申請可能です。
 - ① 法人の確定申告を行っていない場合（要領38p 公益法人特例を参照）
 - ② 直前事業年度の確定申告が終了していない、あるいは申告延長している場合（要領24p 証拠書類等に関する特例を参照）
 - * 「直前の事業年度」の考え方は、要領10～11pの「例」を参照してください。
- ・給付の条件となる「ひと月当たりの売上減少率」の要件をまず確認しましょう（算出方法は要領10～11P参照）。
- ・申請の対象となる期間は、2020年1月から12月です。対象期間のうち、いつを「対象月」にするか確認して、自団体にとって適切と思われる時期での申請をお勧めします。
- ・給付金額は上限が200万円ですが、収入の減少幅によって給付される額は異なります。給付金額の算出例は要領の10～11pを参照してください。
- ・申請にあたっていくつかの特例があります。以下①②以外もあります。
 - ① 2019年1月から12月に創業している場合（創業特例要領26～28pおよび48p参照）。
 - ② 月により事業収入に偏りがある場合（「季節性収入特例」要領28～29p参照）。
- ・一度給付を受けたら、再度給付を受けることはできません。
- ・給付金についてよくある質問は<https://jizokuka-kyufu.go.jp>から「よくある質問」をクリック
- ・申請はすべて電子申請です（申請の詳細は要領5p～）。
- ・申請時に求められる「法人番号」は、法人格を持つ団体にそれぞれ付与され、公開されています（法務局での法人登記番号とは異なります）。自団体の法人番号が不明の場合は、国税庁のサイトで自団体の名称を入力して検索できます。

国税庁法人番号検索サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

【申請サポート会場】

電子申請を行う環境がない方向けに、事前予約制での申請支援を行う窓口が設置されています。
京都府内の会場は、こちら。

ケイハンビル2F

(〒604-8223 京都市中京区新町通四条上る小結棚町 429 番地・430 番地)

事前予約が必要です。

https://jizokuka-kyufu.go.jp/venue/detail.html?facility_code=2601

【対象要件】（要領6p 参照）

(1) 以下、いずれかに該当すること。

①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

*NPO法人は「資本金の考え方が定められていない」と考えることができ、②の要件で判断することになります。

*一般財団法人は、①に相当し「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えてください。

*そのほか「基本金」を有する法人は①で「基本金」と読み替えてください。

(2) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。

*「事業収入」は確定申告書別表1で「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるもの。

*NPO法人など公益法人において「事業収入」に含まれるもの、除かれるものは以下のとおり（要領38p参照）。5/20経済産業省よりQ&Aにて、会費収入が「事業収入」として含められることとなりました。

含まれるもの：国、自治体、企業などからの受託事業、自主事業、会費収入等、
事業活動による収入

*一定の条件を満たすNPO法人は、寄付金等も売上にも含めることができるようになりました（9/29～）。

本資料の4pおよび「寄付金などを主な収入源とするNPO法人むけ 事前確認の申込要領」を確認してください（<https://npojizenkakunin.go.jp/shiryo/0928npo-jizokuka-youryou.pdf>）。

【申請期間】 2020年5月1日（金）から2021年1月15日（金）まで

・今すぐ必要かこの先必要になりそうか、申請タイミングを見極めましょう。

【対象となる期間】 2020年1月から12月

・申請の際は、上記の範囲内で、申請する前の月までで事業収入が前年同月比50%減になる月を、申請側が任意で選べます。いつを対象月とするか見極めましょう。

【提出書類について】

法人が確定申告を行っている場合 (要領14～19p)	法人が確定申告を行っていない場合 (公益法人特例の要領38pも参照)
<p>① 確定申告書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一（1枚） ・法人事業概況説明書（2枚） <p>*対象月の属する直前の事業年度の分を提出してください。</p> <p>*少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。</p> <p>*e-taxを利用の場合は、「受信通知」を添付のこと。</p>	<p>確定申告書類の代替書類として、以下の提出が認められます。</p> <p>①直前の事業年度の年間収支がわかる書類</p> <p>*NPO法人の場合は活動計算書</p>
<p>②対象月（2020年1月～12月のうちのひと月）の月間事業収入がわかるもの（売上台帳など）</p>	<p>② 対象月（2020年1月～12月のうちのひと月）の月間事業収入がわかるもの（売上台帳など）</p>
<p>③通帳の写し</p> <p>*電子通帳も可。要領18p参照。</p>	<p>③通帳の写し</p> <p>*電子通帳も可。要領18p参照。</p>
	<p>④履歴事項全部証明書</p>
<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①について、直前の事業年度の確定申告が完了していない場合（申告期限延長も含む）、代替書類の提出が認められます。（要領24p参照） 	<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②については、左欄と同じ。 ・NPO法人、一般社団法人（非営利徹底型）、一般財団法人（非営利徹底型）、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人は、「公益法人特例」が適用できます。 ・法人の履歴事項全部証明書は、法務局HPからオンラインで請求することができます。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji71.html ・「公益法人特例」を用いて申請した場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

*提出書類は、スキャンや写真などによるPDF、JPG、PNGなどのファイル添付で提出することになります。

【問い合わせ先】

○持続化給付金 全般

持続化給付金事業コールセンター

<フリーダイヤル> 0120-279-292

<IP電話専用回線> 03-6832-6631

受付時間：日曜～金曜 8時30分～19時00分（土曜・祝日をは除く）

【寄付金等を主な収入源とするNPO法人について】

事業収入（売上）の算定の際、寄付金などを含めて算定するには以下の要件①～④のすべてに該当することが必要です。

該当するNPO法人が申請する場合は、持続化給付金の本手続きの前に事前事務確認センターに対して、要件を満たすことを確認するための書類を提出する必要があります。

申請手続きが2段階になりますので、申請は時間の余裕をもって行ってください。

なおここでいう寄付金等とは、以下のとおりです。

寄付金等：活動計算書における **受取寄付金、受取助成金・補助金、会費収入**に区分される収入の合計額を言います。

ただし、受取助成金・補助金のうち、国・地方公共団体からの助成金・補助金のうち、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものでない助成金・補助金は、含めることができません（「事前確認の申請要領」7p参照）。

要件① 寄付金等が事業活動と密接に関連しており、当該法人の対象月の即する事業年度の直前の事業年度の寄付金などが経常収益の50%以上であること。

要件② 2020年1月以降の任意の月（対象月）において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、寄付金などと事業収益の合計額が前年同月比で50%以上原書していること。

要件③ 対象月において、以下のいずれかに該当すること

イ 感染症拡大の影響などにより、事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）が前年同月比で減少していること

ロ イに該当しない場合であって、事業の性質上、感染症拡大の影響などにより、事業費支出を増加させる必要があるなどの特別の事情が認められること

要件④ 特定非営利活動促進法における特定非営利活動にかかる事業について、対象月の属する事業年度の事前の事業年度の活動実績があること。

詳しい手続きは、「寄付金等を主な収入源とするNPO法人むけ 事前確認の申込要領」を確認してください (<https://npojizenkakunin.go.jp/shiryo/0928npo-jizokuka-youryou.pdf>)

【問い合わせ先】

○寄付金等の判断について

事前確認事務センター <フリーダイヤル> 0120-905-054

受付時間 月曜～金曜 9:30～18:00、日曜10:00～16:00（土曜、祝日は除く）

電子メール：jimu@npojizenkakunin.jp